

個別目標 3-2 | 私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です

施策 3-2-3

ごみのない循環のまちをつくりま



【10年後のめざす姿】

- 区民・事業者*・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つくりださない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています。

【10年後のめざす姿にどれだけ近づいたかを測るモノサシ(指標)と目標値】



モノサシ(指標)	現 状	25年度	30年度
区収集ごみ量*(千t)〔清掃事業が区に移管された平成12年度を基準年度：174,748t〕	15万4千t (平成19年度)	13万6千t 平成12年度比 -22%	12万3千t 平成12年度比 -30%
リサイクル率*(%)	18.5% (平成19年度)	25%	30%

【現状と課題】

区内には、69万人を超える人々が生活しています。平成19年度に大田区内の家庭や小規模事業所などから排出されたごみ量は、年間約15万4千tです。清掃事業が区に移管された平成12年度のごみ量(年間約17万5千t)と比較すると、約2万t減少したことになります。ただし、ごみの減量は進んでいるものの、毎日、大量のごみが排出されている状況に変わりはありません。また、区内の事業所からも、事業系のごみが大量に排出されています。

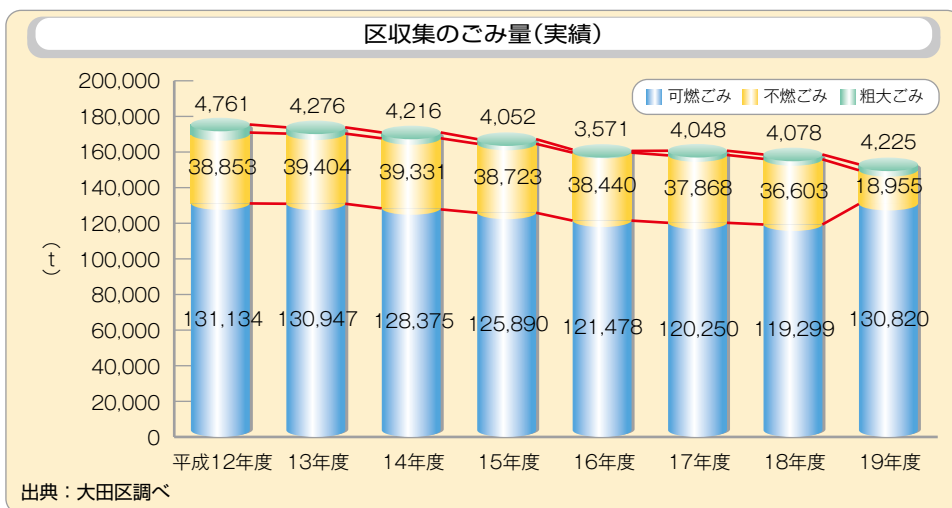
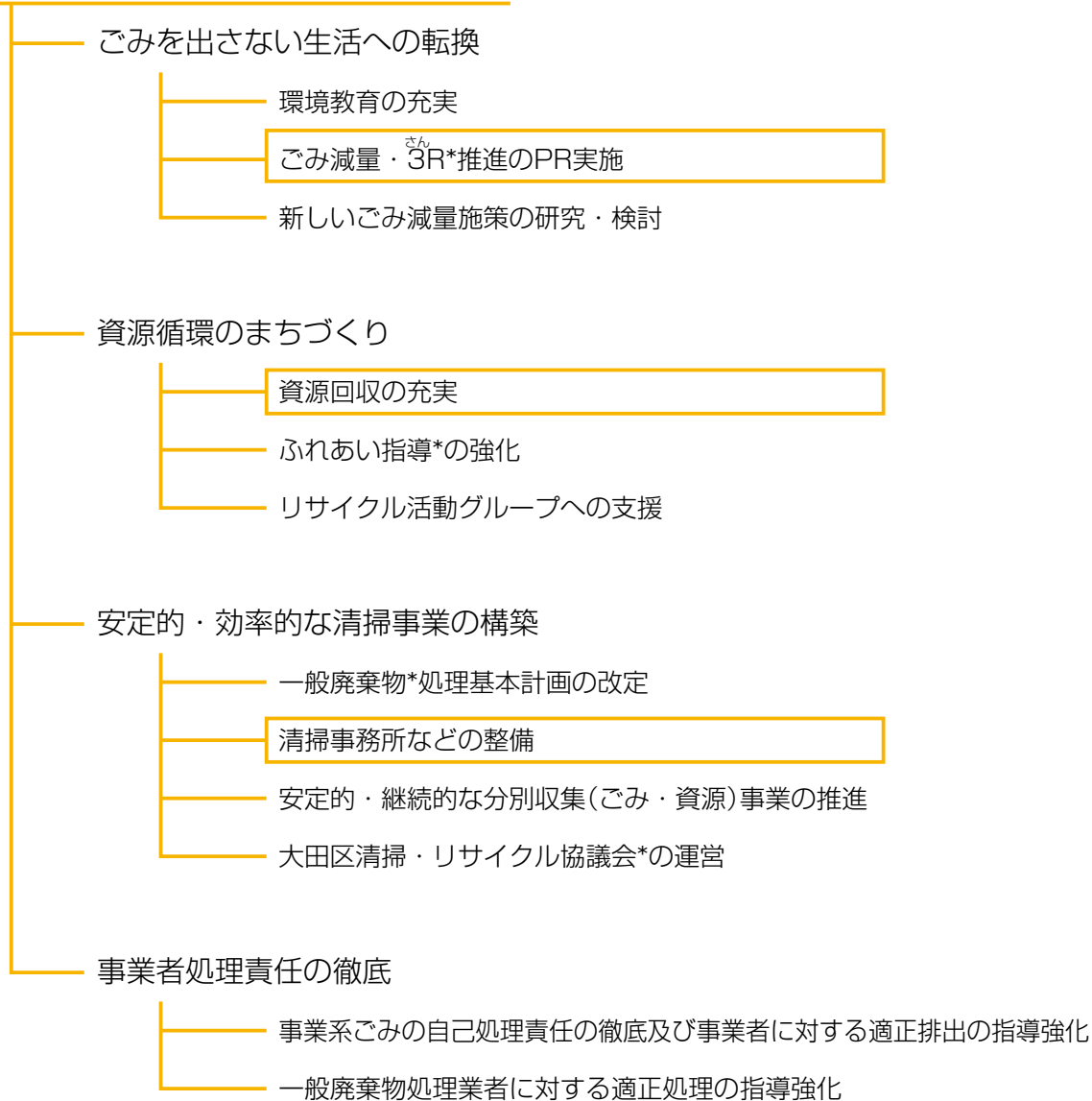
一方、ごみの焼却施設については、環境への負荷を低減するための設備の改善が進んでいます。ごみの焼却によって発生するダイオキシン類*などの有害物質については、排出基準値を超えないよう適切に管理・処理されているため、大気汚染への影響はほとんどありません。また、廃プラスチックなどを可燃ごみとして焼却処理し、熱エネルギーを回収する「サーマルリサイクル*」の実施により、ごみの埋立処分量を減少させることができました。

資源の大量消費、ごみの大量排出・処分は、資源の枯渇化や地球環境問題と密接に結びついています。区民・事業者・区が、日々の暮らしに直結するごみの問題に対してそれぞれの役割と責任を果たし、次世代の人々のために連携・協働*して、ごみのない持続可能な循環型社会を形成していくことが求められています。

【施策の体系】

枠で囲んである事業は、その主な取り組み内容を次ページ以降で紹介しています。

ごみのない循環のまちをつくります



【 施策の方向性と主な事業 】

①ごみを出さない生活への転換

ごみを出さない・つくらない日常生活へ転換するためには、区民一人ひとりの取り組みが何よりも重要です。区は、環境学習を推進するなど、ごみ減量を促す取り組みを計画的に推進します。

計画事業名	ごみ減量・3R*推進のPR実施						
主な取組内容	区民一人ひとりがごみを出さない・つくらない日常生活を実践するための取り組みを支援するとともに、ごみ減量・3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進などのPRを強化します。						
	(平成/年度)	21	22	23	24	25	26～30
ごみ減量・区民69万人周知作戦の実施							検証
スケルトン清掃車*の活用							継続

②資源循環のまちづくり

ふれあい指導*の強化や、ごみ減量・リサイクル活動を行っている団体への支援を推進し、限りある資源を有効に利用することができる社会の実現をめざします。また、資源の回収方法や再資源化への取り組みを進めます。

計画事業名	資源回収の充実							
主な取組内容	資源の回収方法及び再資源化の手法を見直すことにより、資源の有効利用と環境負荷の低減を図ります。							
	(平成/年度)	21	22	23	24	25	26～30	
大田区分別収集計画の推進		第5期				第6期	検証	
第6期大田区分別収集計画の策定								
再資源化の拡大	再資源化手法の検討							継続
	資源モデル回収事業の実施							
	資源回収事業の実施						継続	

③安定的・効率的な清掃事業の構築

より安定的な清掃事業を行っていくためには、ごみの排出量予測や、効率的・効果的な収集方法など、社会状況の変化を踏まえた体制づくりが重要です。区では、清掃事務所や清掃施設などの整備を計画的に実施します。特に老朽化が進んでいる大森清掃事務所については、早急に施設整備を行います。

計画事業名		清掃事務所などの整備						
主な取組内容		安全で効率的に事業を行うため、計画的に清掃事務所などの整備を行います。整備に当たっては、地球に優しい施設づくりを積極的かつ計画的に進めます。						
		(平成/年度)	21	22	23	24	25	26～30
(仮称)清掃施設整備検討会の設置・検討			→					継続
大森清掃事務所	実施設計・庁舎解体		→					
	工事			→				
	業務開始					→		継続

④事業者処理責任の徹底

ふれあい指導や、事業用大規模建築物*の所有者に対するごみの減量指導を強化します。事業系ごみにおける事業者の自己処理責任を明確化するとともに適正排出を徹底します。また、一般廃棄物*処理業者に対する適正処理の指導を強化します。



スケルトン清掃車